

法務省からの第1次回答

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
202	A 権限 移譲	その他	永住者に係る在留カードの交付事務権限の国から市町村への移譲	特別永住者証明書については、居住地の市町村長を経由して交付するとされているが、在留期間が無期限である永住者に対する在留カードの交付についても、居住地の市町村長を経由して行うこととする。	<p>【制度改正の経緯】 「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」が可決・成立し、平成21年7月15日公布、平成24年7月9日に施行された。ここで、新しい在留管理制度が導入され、永住者については、以前の外国人登録証明書では市町村の窓口で手続できたものが、在留カードに切り替わることで、法務省入国管理局で行う必要が生じた。</p> <p>【支障事例】 従前、市町村窓口で手続が行っていたものが、在留カードに切り替わり、所要の手続について法務省入国管理局で行う必要が生じることで、身近な市町村窓口より遠方にある施設への移動等手続に要する手間が増え支障となっている。</p> <p>【制度改正の必要性】 在留期間が無期限である永住者については、再入国許可申請等以外は法務省入国管理局へ行く機会が少なく、より身近な居住地の市町村で在留カードの交付ができるようにすることで、移動等に要する手間等を解消でき、永住者である市民の利便性向上が期待できる。なお、川崎市においては、平成26年12月末現在、外国人人口約3万人のうち約3割を占める永住者が恩恵を受けることが想定される。</p> <p>【懸念の解消策】 懸念は特段想定されない。</p>	出入国管理及び難民認定法第19条の3	法務省	川崎市	<p>出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)において規定される在留カードの有効期間更新等の在留カードに係る申請・届出は、居住地の届出及び居住地の変更の届出を除き、申請人又は届出人が地方入国管理局に出頭して行うことと規定されている(同法第61条の9の3第1項第2号)。</p> <p>永住者は、他の在留資格をもって在留する外国人(外交、公用及び短期滞在の在留資格を決定されているもの並びに3月以下の在留資格が決定されているものを除く。)を含めて「中長期在留者」とされているところ、中長期在留者については、法務大臣が身分関係、居住関係及び活動状況を継続的に把握するため、入管法等の法令の定めるところにより取得した身分事項、居住地等在留管理に必要な情報を整理し、併せてこれらの情報を正確かつ最新の内容に保つこととされているものであり、入管法の規定の特例措置が入管特例法に規定される特別永住者とは在留管理上異なる法的地位にある。</p> <p>新しい在留管理制度の導入により地方入国管理局に出頭する手間が増えたことが支障となっているとの指摘について、永住者が行う在留カードの有効期間の更新申請は7年に1回であること、また、申請人と同居する親族が申請人の依頼により本人に代わって行う場合や申請人から依頼を受けた弁護士、行政書士等が取り次ぐ場合は申請人の出頭を要しないこととしていることから、永住者にとって大きな負担の増加にはなっていないと考える。</p> <p>仮に市町村を経由した申請手続とした場合、地方入国管理局で即日交付できていた在留カードの交付が即日交付できないため、その交付までに一定期間を要することとなるほか、申請時と受領時の2度出頭しなければならないといった負担が増加することとなる。</p> <p>以上のことから、提案の実現は不適當であると考える。</p>
301	B 地方 に対する 規制 緩和	医療・福祉	生活保護法に基づく費用返還請求権及び費用徴収権の破産法上における非免責債権化等	生活保護法第63条に基づく費用返還請求権及び同法第78条に基づく費用徴収権を、破産法第253条において非免責債権として明記するか、若しくは破産法第163条第3項に規定する偏頗行為の否認の例外として明記するなどの改正を求める。	<p>【制度改正の必要性】 資産を有しながらも破産が予測されるような状態にある者から保護申請があったとしても、直ちに保護を実施すべき急迫した事由がある場合には、必要な保護を行うことが、現行制度上、実施機関に求められる。このような状況で保護を受けた場合、保護の補正性が適用されないことと、受給者間での不平等・不合理な状況が生じることとなり、生活保護法の適正な運用が困難となること懸念される。</p> <p>【支障事例】 本市においては、生活保護受給開始後に自己破産した被保護者から生活保護法第63条の費用償還を受けたことが、破産法に規定する債権者平等の原則を害するもの(偏頗行為)であると提訴され、東京高裁において本市の敗訴が確定し、全額を破産管財人へ返還する事案があった。</p>	破産法第163条第3項及び第253条生活保護法第63条及び第78条	法務省、厚生労働省	千葉市	<p>倒産手続は、破産者に対する債権につき、その債権の実体法上の地位等に基づいて、債権者・債務者間及び債権者相互間の利害調整を図るものであるところ、照会に係る問題は、生活保護法に基づく費用返還請求権等の実体法上の地位如何に関わる問題であるものと考えられる。</p> <p>同請求権が、受給者間での平等などを実現するために他の債権に比して優先的に取り扱われるべきであるというのであれば、生活保護法上、実体法上の優先性を付与して、国税徴収法の例による請求権などであることを検討すべきである。国税徴収法の例による請求権などとされれば、破産手続上は、租税等の請求権(破産法第97条第4号)に該当し、財団債権(同法第148条第1項第3号)又は優先的破産債権(同法第98条第1項)と位置付けられ、免責手続において非免責債権(同法第253条第1項第1号)とされる。例えば、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第21条において、各省各庁の長が返還を命じた補助金等が上記のような扱いとなっている。</p>